

令和3年12月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和3年12月10日 午後3時00分

市役所 第一委員会室

2 閉会日時 令和3年12月10日 午後3時52分

3 委員氏名

(1)出席者

渡 孝志	中野 喬輔	渋谷 安広	横大路一将
長崎 隆児	松崎 久則	秋山 博敏	荒牧奈緒子
西 孝則	村山 令子	元満 壽次	渋谷 佳規
安武 昇	高原 尚広	吉住 勝実	仁部 誠二
薄 隆太	宮本 重和	村山 安廣	池見 直喜

(2)欠席者

なし

4 議事に参与した者

事務局長	川上 幹夫
係長	中田 学
係	松尾翔太郎
係	高原 康裕

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条（委員会）

議案第2号 農地法第5条（知事）

議案第3号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

午後3時00分開会

○事務局長（ 君） それでは、令和3年12月期定例農業委員会開会を前に、出席委員の確認をいたします。

本日、全員出席でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の要件を満たしておりますことから、本会議が成立していることを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。

古賀市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長を務めていただくことから、以降の議事進行につきましては、[REDACTED]、よろしく願いいたします。

○議長（[REDACTED]君） 現地調査、どうもお疲れでございました。いよいよ12月に入りまして、何となくせわしい日々が続くことだろうと思います。また、19日には軽トラ市が開催され、農業委員会からも1台軽トラックを出そうということになっておりますので、皆さんぜひご協力お願いいたします。それでは、令和3年第12回農業委員会定例総会を開催したいと思います。

○議長（[REDACTED]君） 議事録署名人は、村山令子委員と元満委員、お2人をお願いいたします。それでは議事に入ります。

○議長（[REDACTED]君） それでは、議案第1号農地法第3条の許可申請について、申請番号12-28から事務局説明をよろしく申し上げます。

○係（[REDACTED]君） それでは第1号議案農地法第3条の許可申請、申請番号12-28について御説明いたします。

本件は、申請人が贈与により所有権を取得し、農地として使用していくという内容です。

譲受人は、年齢56歳で、古賀市内において御家族で農業をされている方です。

農業従事年数は約18年と伺っております。

現在の農業経営状況につきましては、御家族とともに花卉、野菜の生産をされてございます。

所有する農機具としましては、トラクター、軽トラック等を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の3ページお開きください。

今回の申請地は、筵内の公民館の西側に位置をしております斜線部の計9筆でございます。

今後の申請地における営農計画といたしましては、引き続き野菜、花卉等の生産を行っていきたいということで伺っております。

最後に、下限面積の説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は6,158平米で、家族間の贈与になりますので面積の変更はなく、50a要件を満たしております。

併せまして、地元区域委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理をしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（██████君） ありがとうございます。説明は終わりました。質問がありましたらお願いいたします。——ないようでございますので、採決に移ります。

賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（██████君） 全員賛成です。ありがとうございます。続きまして、申請番号12-29、事務局、説明をお願いします。

○係（██████君） 続きまして、農地法第3条の許可申請、申請番号12-29について御説明いたします。

議案書1ページにお戻りください。

本件は、申請人が売買により所有権を取得し、農地として使用していくという内容です。

譲受人は、現在年齢90歳で、古賀市内において御家族で農業をされている方です。

農業従事年数は約72年と伺っております。

現在の農業経営状況としましては、御家族で野菜等の生産をされてございます。

所有する農機具としましては、トラクター、トラック等を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の4ページお開きください。

今回の申請地は、北筑昇華苑から見まして東側に位置をしております斜線部の計2筆でございます。

今後の申請地における営農計画としましては、ミカンの生産を行っていききたいということで伺っております。

最後に、下限面積の説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は8,358平米で、今回取得します面積を合計いたしますと1万4,721平米となり、50a要件を満たしております。

併せまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理をしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（██████君） 説明終わりました。御質問等ありましたらお願いいたします。中野委員。

○委員（██████君） 現在のここは何ですかね。ミカン畑ですか。

○議長（██████君） 事務局。

○係（██████君） 現在はミカンの木はあるんですけども少し荒れた状態になっております。

○委員（██████君） 荒れてるわけね。借受人の一応90歳という年齢で、荒れとる農地でミカン栽培ができるんやろか。

○係（██████君） こちらがですね御家族で、申請人の方は90歳の方ですけども御家族で、

申請人のお子様のお子様、それから孫、家族として農業経営をやっていきたいということで伺っております。

○議長（ 君）ほかに質問がありましたら、お願いいたします。——ないようでございますので、採決に移ります。

賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（ 君）全員賛成。続きまして、申請番号12-30、事務局、説明をお願いします。

○係（高原 康裕君）続きまして、農地法第3条の許可申請、申請番号12-30について御説明いたします。

議案書1ページにお戻りください。

本件は、申請人が売買により所有権を取得し、農地として使用していくという内容です。

譲受人は、現在年齢78歳で、古賀市内において農業をされている方です。

農業従事年数は約60年と伺っております。

現在の農業経営状況としましては、水稻、果樹の生産をされてございます。

所有している農機具としましては、トラクター 田植機、コンバイン、軽トラックを所有しております。

続きまして、位置図の説明をいたします。

議案書の5ページをお願いいたします。

今回の申請地は、矢落池の東側に位置をしております斜線部の1筆でございます。

今後の申請地における営農計画としましては、果樹の生産を行っていきたいということで伺っております。

最後に、下限面積の御説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は6,363平米で、今回取得いたします面積を合計いたしますと7,266平米となり、50a要件を満たしております。

併せまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理をしております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（波孝志君）説明終わりました。御質問等ありましたらお願いいたします。よろしいですかね。質問ないようでしたら採決に移ります。12-30、賛成されます農業委員の方、挙手お願いいたします。

〔賛成者挙手13 / 13名〕

○議長（ 君）はい、ありがとうございます。全員賛成。

続きまして、12-31、事務局説明をお願いします。

○係（ 君） 続きまして、農地法第3条の許可申請、申請番号12-31について御説明いたします。

議案書2ページをお願いいたします。

本件は、申請人が売買により所有権を取得し、農地として使用していくという内容です。

譲受人が、現在年齢82歳で、古賀市内において農業をされている方です。

農業従事年数は約50年と伺っております。

現在の農業経営状況としましては、水稻、野菜の生産をさせていただきます。

所有してる農機具としましては、トラクター 田植機、コンバインを所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の6ページをお願いいたします。

今回の申請地は、後池の西側に位置をしておる斜線部の計2筆でございます。

今後の申請地における営農計画としましては、水稻の生産を行っていきたいということで伺っております。

最後に、下限面積の説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は7,033平米で、今回取得いたします面積を合計いたしますと1万283平米となり、50a要件を満たしております。併せまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理をしております。

こちらにつきましては、以前議案として上げておりました幹旋事業での売買を行ったものとなっております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（ 君） 説明終わりました。御質問等ありましたらお願いします。よございませうかね、ありませんかね。質問ないようですので、採決に移ります。12-31、賛成されます農業委員の方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手13 / 13名]

○議長（ 君） 全員賛成です。ありがとうございます。続きまして、12-32ですが 昇委員が関係者になりますので一時ご退席をお願いします。

[委員退席]

○議長（ 君） 12-32、事務局説明をお願いします。

○係（ 君） 議案書2ページにお戻りください。

本件は、申請人が売買により所有権を取得し、農地として使用していくという内容です。

譲受人は、現在年齢71歳で、古賀市内において農業をされている方です。

農業従事年数は約50年と伺っております。

現在の農業経営状況としましては、花卉、野菜の生産をされてございます。

所有する農機具としましては、トラクター、トラック等を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の7ページをお願いいたします。

今回の申請地は、北部プラザの北側に位置する斜線部の1筆でございます。

今後の申請地における営農計画としましては、野菜の生産を行っていききたいということで伺っております。

最後に、下限面積の説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は1万579平米で、今回取得いたします面積を合計いたしますと 1万1,828平米となり、50a要件を満たしております。

併せまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理しております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。説明は終わりました。質問がありましたら、お願いいたします。——ないようでございますので、採決に移ります。

賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手12/12名]

○議長（ 君） 全員賛成です。ありがとうございます。

[委員着席]

○議長（ 君） 続きまして、12-33、事務局説明をお願いします。

○係（ 君） 続きまして、農地法第3条の許可申請、申請番号12-33について御説明いたします。

議案書2ページにお戻りください。

本件は、申請人が売買により所有権を取得し、農地として使用していくという内容です。

譲受人は、現在年齢31歳で、古賀市内において御家族で農業をされている方です。

農業従事年数は約10年と伺っております。

現在の農業経営状況としましては、水稻の生産をされてございます。

所有する農機具としましては、トラクター、田植機、コンバインを所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の8ページをお願いいたします。

今回の申請地は、今在家橋の北西に位置する斜線部1筆でございます。

今後の申請地における営農計画としましては、野菜の生産を行っていききたいということで伺っております。

最後に、下限面積の御説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は5万8,324.95平米で、今回取得します面積を合計いたしますと5万8,693.95平米となり、50a要件を満たしております。

併せまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理をしております。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(渡 孝志君) 説明は終わりました。御質問等ありましたらお願いします。よございませぬ。質問がないようでしたら、採決に移ります。12-33、賛成されます農業委員の方、挙手お願いします。

[賛成者挙手13 / 13名]

○議長(渡 孝志君) はい、全員賛成。ありがとうございます。

.....

○議長(渡 孝志君) それでは、議案第2号農地法第5条について、事務局、説明をお願いします。

○係(高原 康裕君) それでは、議案第2号農地法第5条の許可申請、申請番号12-20についてご説明いたします。議案書9ページをお願いいたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請により売買を行い、資材置場として転用するといった内容でございます。

なお本申請地は、過年度に今回の渡人を受人として農地転用の許可を受け、所有権の移転が行われたものでありますが、工事を完了することができなかつたため地目が農地のままになっている土地でございます。

許可当初の計画どおりに施工することが困難でありますことから、今回新たな事業者が申請を行っております。なお、5条の申請と併せまして計画変更申請、これについても提出をいただいております。

今回の申請にあたりまして、土地開発指導要綱の対象となっておりまして、市都市整備課との間で協定書の締結があったことから申請を受付けております。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりとさせていただきます。

位置図の説明をいたします。議案書の11ページをお願いいたします。

申請地は谷山橋の北側に位置する斜線部の1筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は、周囲を他地目で分断されておりまして、広がり10ha未満であることから第2種農地であると判断をしております。

次に、計画図等について説明をいたします。

12ページに現況図、13ページに計画図、14ページに断面図を記載しております。

13ページを御覧ください。計画では、申請地内におきましてアスファルト舗装を施し、中に建設用資材を設置する計画となっております。

次に、切土、盛土について説明をいたします。14ページを御覧ください。

申請地内におきまして、最大で35 cmの盛土を行う計画となっております。

次に、雨水雑排水関係について説明をさせていただきます。13ページにお戻りください。

雨水排水につきましては、敷地内に水勾配を設けまして集水した雨水を東側の道路側溝へと接続をいたします。汚水の排水はございません。

最後に、地元水利承諾書について御説明させていただきます。

地元からは、令和3年10月22日付で敷地内で資材や車両の洗浄を行わないとともに雨水以外の放流はしないこと、敷地内に臭気を発生する資材を持ち込まないこと、当敷地内から発生する臭気、騒音、排水について、近隣住民及び区より指摘等があった場合には早急に誠意ある対処及び改善すること、水路での雨水放流については谷山区に事前に説明すること等の条件を付して、承諾書の提出があつてございます。

併せまして、地元区域委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理をしております。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（ 君） ただいま、事務局からの説明が終わりました。地元委員から補足で説明をいたします。10月22日に地元の開発委員会等行いまして、協議をいたしました。

ちょっとお話ししましたように、2年ほど前に隣接の資材を置いている所の協議を行って、大きな問題もなく使用できているようですので、今回の範囲も了承しております。

○議長（ 君） ほかにご質問等ありましたら——ないようですので、採決に移ります。賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします

〔賛成者挙手 13/13名〕

○議長（ 君） ありがとうございます。全員賛成。12-21、事務局説明をお願いします。

○係（高原 康裕君） それでは、議案第2号農地法第5条の許可申請、申請番号12-21についてご説明いたします。議案書9ページをお願いいたします。

本件申請は、申請人が農地法5条の申請により売買を行い、宅地造成を行う内容でございます。通常、造成のみの転用は認められませんが、その後の建物の建築を確約することで転用が可能となる特定建築条件付売買予定地として申請が上がっております。

今回の申請にあたりまして、土地開発指導要綱の対象となっておりまして、市都市整備課との間で協定書の提出があつたことから申請を受付けております。

申請人、申請地につきましては、記載のとおりとさせていただきます。

地図の説明をいたします。議案書の15ページをお開きください。

申請地は、天降神社の南側に位置する斜線部の1筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は、周囲を宅地等の他地目で分断がありまして、広がり10ha未満であることから第2種農地であると判断をしております。

次に、計画図等について説明をいたします。

16ページに現況図、17ページに計画図、18ページに断面図を記載させていただいております。

17ページを御覧ください。計画では、申請地内において宅地造成を行う計画となっておりますが、造成後につきましてはこのような形で、申請地内において住宅を7戸、また道路の新設も行う予定となっております。

次に、切土、盛土について説明をいたします。18ページをお願いいたします。

申請地内において、最大で1m程度の盛土を行う計画となっております。

次に、雨水、雑排水関係について御説明させていただきます。17ページにお戻りください。

雨水排水につきましては、敷地内で集水した雨水を、こちら新設の道路にも側溝がついておりますので、そちらの道路側溝のほうに接続をいたします。

汚水排水につきましては、こちらの新設道路のほうに下水道の管が来ますので、そちらのほうに接続をして排水をしていく計画となっております。

最後に、地元水利承諾書につきまして御説明をいたします。

地元からは、令和3年10月14日付で承諾書の提出があつてございます。

併せまして、地元区域委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理をしております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長(君)説明は終わりました。御質問等ありましたらお願いします。 委員。

○委員(君)ただいま事務局より説明がありました令和3年10月18日開発委員会を開きまして協議した結果、問題ないと判断しました。御審議をお願いいたします。

○議長(君) ほかにご質問等ありましたら——ないようですので、採決に移ります。
賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします

[賛成者挙手13/13名]

○議長(君) ありがとうございます。全員賛成。続いて12-22、事務局説明をお願いします。

○係(君) それでは、申請番号12-22についてご説明いたします。議案書9ページ

をお願いいたします。

本件申請は、申請人が農地法5条の申請により売買を行い、資材置場（中古車）として申請が
っている内容となっております。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、位置図の説明をいたします。19ページをお開きください。

申請地は、田中交差点の北側に位置する斜線部、計2筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。

本件申請は、周囲を他地目で分断されておりまして、広がり10ha未満であることから第2種
農地であると判断をしております。

次に、計画図等の説明をさせていただきます。20ページを御覧ください。左側が現況図、右側が
計画図、計画平面図、21ページが断面図となっております。

20ページを御覧ください。

右側の計画図のほう御覧いただきまして、申請人は近傍で自動車整備業を営んでおりまして、申
請地内において、車検ですとか修理とかそういった車を一時的に置くためのスペースを確保した
いということで、申請がっております。

また、雨水雑排水関係について、引き続き説明をさせていただきます。

雨水排水につきましては、敷地内に水勾配を設けまして集水したものを最終的に雨水分離槽を通
して外にあります水路の樹に接続をして排水をする計画となっております。

汚水の排水はございません。

議案書の21ページを御覧ください。

切土、盛土について御説を明いたします。

計画では、申請地内におきまして最大で盛土90cm程度を行う計画となっております。

最後に、地元水利承諾書につきまして御説明をさせていただきます。

地元からは、令和3年11月14日付で承諾書の提出がっております。

併せまして、地元区域委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理をして
おります。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（ 君）事務局説明が終わりました。御質問等ありましたらお願いします。吉住委員。

○委員（ 君）ただいま事務局より説明がありました令和3年11月14日開発委員会
を開きまして協議した結果、問題ないと判断しました。御審議をお願いいたします。

○議長（ 君）ほかにご質問等ありましたら——ないようですので、採決に移ります。
賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします

〔賛成者挙手 13/13名〕

○議長（ 君） ありがとうございます。全員賛成。続いて12-23、事務局説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、申請番号12-23についてご説明いたします。議案書9ページをお願いいたします。

本件申請は、申請人が農地法第5条の申請により売買を行い、事務所併用住宅を建築する内容でございます。

今回の申請にあたり、土地開発指導要綱の対象となっておりまして、市都市整備課との間で協定書の締結があったことから申請を受付けております。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりでございます。

位置図の説明をいたします。

議案書の22ページをお願いいたします。

申請地は、熊鶴橋の西側に位置する斜線部の1筆でございます。

次に、農地区分の説明いたします。

本申請は、周囲を他地目で分断がありまして、広がり10ha未満でありますことから第2種農地であると判断をしております。

次に計画図等について説明をさせていただきます。

23ページが現況図、24ページが計画図、25ページにつきましては、水利承諾書に添付されているものを記載させていただいております。26ページが断面図となっております。

24ページを御覧ください。

計画では、申請地内におきまして事務所併用住宅1戸を建設する計画となっております。

また、事務所に来客される方の駐車場ということで、駐車場のスペースが6台分、また申請地南側のほうには庭としてのスペースもございます。

次に、雨水雑排水関係について説明をさせていただきます。

雨水排水につきましては、敷地内で集水した雨水を計5基の雨水浸透ますにおいて排水を行う計画となっております。

汚水排水につきましては、前面道路に下水道が来ておりますので、下水道に接続をいたします。

切土、盛土について説明をいたします。26ページを御覧ください。

計画では、申請地内において最大で85cmの盛土を行う計画となっております。

最後に、地元水利承諾書につきまして御説明をさせていただきます。

地元からは、令和3年8月24日付で無条件での承諾書の提出がございまして。

併せまして、地元区域委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理をして

おります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(君)事務局説明が終わりました。御質問等ありましたらお願いします。委員。

○委員(君)8月23日に開発委員会を開きました。規制の緩和する指定区域でもあり、問題ないと判断しました。御審議お願いいたします。

○議長(君) ほかにご質問等ありましたら——ないようですので、採決に移ります。賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手 13/13名]

○議長(君) ありがとうございます。全員賛成。続いて12-24、事務局説明をお願いします。

○係(君) それでは、申請番号12-24についてご説明いたします。議案書10ページをお願いいたします。

本件申請は、申請人が農地法5条の申請により売買を行い、資材置場、駐車場を設置する内容でございます。

なお、現況につきましては既に事業用地として使用している状態ではありますが、申請人からは農地と知らずに土地の所有者から借受けて事業用地として使用してしまっていたこと。農地法の手続を失念してしまい大変反省している旨の始末書の提出も併せていただいております。

申請人、申請地等につきましては記載のとおりとさせていただきます。

次に、位置図の説明をいたします。議案書の27ページをお願いいたします。

申請地は、古賀浄水場入口交差点の東側に位置する斜線部の1筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は、北、東を他地目で分断されておりますけれども、南、西には農地の広がりがありまして、広がりが10haを超えることから第1種農地であると判断をしておりますけれども、申請地が相当数の家屋が連担している集落の中にありまして、その集落の中で事業を営むものの事業上必要な施設であるということから、例外的に集落接続として転用が可能な場所であるというふうに判断をしております。

次に計画図等の説明をいたします。28ページに現況図、29ページに計画図を記載させていただいております。

29ページを御覧ください。

計画では、申請地内において販売用の中古車19台を配置する計画となっております。また、来客の駐車場としてのスペースも確保してございます。

切土、盛土についてはございません。

次に、雨水雑排水関係について説明をさせていただきます。

雨水排水につきましては、浸透排水のほか、前面道路則溝での排水を行います。汚水の排水はございません。

最後に、地元水利承諾書につきまして御説明をさせていただきます。

地元からは、令和3年11月1日付で洗車、解体業務はしない、もし将来業務が変わり油分が発生する場合は油水分離槽等の施設を設置すること、周囲に境界の明示をすることの条件を付して承諾書の提出があつてございます。

併せまして、地元区域委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理しております。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（ 君）事務局説明が終わりました。御質問等ありましたらお願いします。 委員。

○委員（ 君）この案件は農区開発委員会において審議いたしまして、現地の立会もしております。区としては、周りが宅地であり農地としての利用もできないだろうということで認めております。御審議のほどお願ひいたします。

○議長（ 君）ほかにご質問等ありましたら——ないようですので、採決に移ります。賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします

〔賛成者挙手 13/13名〕

○議長（渡 孝志君）ありがとうございます。全員賛成ですね。

.....

○議長（ 君）続きまして、議案第3号、事務局、説明お願いします。

○係（ 君）それでは、議案第3号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、「市町村は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない」となっておりますことから、今回議案上程いたしました。今回、新規で4件、更新で59件の利用権設定の申入れがあつております。

それでは、御説明いたします。

申請番号12-109、新原にございます2筆で、合計面積が1,900平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。

令和4年1月1日から、令和8年12月31日までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号12-110、米多比にございます1筆で面積が624平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。

令和4年1月1日から、令和6年12月末日までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号12-111、米多比にごございます1筆で、面積が975平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。

令和4年1月1日から、令和6年12月末日までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号12-112、久保にごございます2筆で、合計面積が1,154平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。

令和4年1月1日から、令和14年12月末日までの貸し借りとなっております。

以降、32ページの申請番号12-113から63ページの12-171につきましては更新の申し出となっておりますことから、説明は割愛させていただきます。

ただし、更新の案件の中で、45ページの申請番号12-138につきましては、こちらは市街化区域内の農用地となっております。

基本的に農業経営基盤強化促進法による利用権設定事業では、市街化区域外の農用地のみが対象となっておりますが、市街化区域外の農用地と一体として農業上利用されているとすることができる農用地につきましては、例外として利用権設定事業を活用できるとなっておりますために今回は例外規定を活用し利用権設定の申入れを受理いたしております。

以上、新規の利用権設定につきましては、全て区域委員の皆様の署名捺印をいただいておりますことから、市にて受理いたしております。

御審議のほどお願いいたします。

○議長（ 君） 説明は終わりました。質問、意見がありましたらお願いします。——ないようでしたら、採決に移らせていただきます。

賛成いただけます農業委員会の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（ 君） ありがとうございます。全員賛成です。議事を終了します。

午後3時52分閉会
